

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジパスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 (4ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジパスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1-3-7	R7.7.4 ~ R7.11.14 (3ヶ月 +6週間)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	関電ファシリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックマーケティングジャパン(株)は建設業許可部局(関東地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニック環境エンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	R7.7.18 ~ R7.10.17 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	①令和7年1月31日、パナソニックEWエンジニアリング(株)は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。 ②建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。
株式会社ライムイシモト	6310001008212	長崎県諫早市貝津町2071-7	R7.8.7 ~ R7.11.6 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)ライムイシモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日長崎県知事より45日間の営業停止処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
多野産業株式会社	4070001012471	群馬県藤岡市藤岡1858番地1	R7.8.8 ～ R7.11.7 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	多野産業(株)の代表取締役は、令和6年6月ごろ、群馬県藤岡市が発注した公共工事の一般競争入札を巡り、非公開の最低制限価格を藤岡市副市長から入手したとして、令和7年5月13日、群馬県警察に官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕された。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812	R7.8.8 ～ R7.11.7 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)グンエイ専務取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
株式会社ヒロセ	5320001002330	大分県大分市大字玉沢689番地の3	R7.8.8 ～ R7.12.7 (4ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)ヒロセの代表取締役及び取締役が、大分市が発注した令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐる、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴された。
(株)ADKマーケティング・ソリューションズ	3010001035099	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号	R7.9.5 ～ R7.11.4 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第5号 (独占禁止法違反)	(株)ADKマーケティング・ソリューションズは、公正取引委員会により、令和7年6月23日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として排除措置命令が行われた旨公表された。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)緑研	4330001001662	熊本県熊本市東区佐土原1-16-37	R7.9.19 ～ R7.10.18 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)緑研の代表取締役が、2020年9月期の確定申告で、架空の外注費を計上するなどして所得約1億3500万円を隠し、法人税と地方法人税計約3300万円を免れたとして、令和7年7月18日、熊本地方検察庁に法人税法違反の罪で起訴された。
(株)ティーバランス	6011801028165	東京都足立区綾瀬3-21-13	R7.10.6 ～ R7.11.5 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳及び同条第4項に規定する施工体系図に事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかった。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より指示処分を受けた。
丸浜舗道(株)	4090001002066	山梨県甲府市東光寺一丁目7番8号	R7.10.6 ～ R7.11.5 (1ヶ月)	指名停止等措置要領別表第2第13号 (建設業法違反)	当該事業者は、山梨県から請け負った主任技術者を工事現場に専任で置くことが必要な工事に配置した主任技術者を、甲府市上下水道局から請け負った2件の工事に、工期が重複しているにもかかわらず配置し、施工に当たらせていた。このことが、建設業法第26条第3項の規定に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和7年5月9日、山梨県知事から指示処分を受けた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
(株)大達土木	4011701001777	東京都江戸川区西篠崎2-24-11	R7.10.6 ~ R7.12.5 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)大達土木は、東京都内の公共工事において、一次下請業者が請け負った建設工事を一括して二次下請業者に請け負わせていた事実を把握しながら、建設業法第24条の7第1項及び第2項に違反して、これらの下請業者に対する指導等を怠った。 また、別の東京都内の複数の公共工事において、建設業法第24条の8第1項及び第4項に規定する施工体制台帳及び施工体系図について、事実と異なる施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出した。 さらに、別の東京都内の公共工事において、建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳について、事実と異なる施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出した。 これらのことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、東京都知事より25日間の営業停止処分を受けた。
小池建設(株)	5100001022409	長野県飯田市下久堅下虎岩3089番地2	R7.10.6 ~ R7.11.5 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	小池建設(株)及び同社代表取締役(当時)は、令和5年7月10日、「飯田市維持修繕工事」の現場において、他の事業者から派遣された労働者が、コンクリート破断作業中に右足部挫創を負った労働災害が発生したことについて、飯田労働基準監督署長へ労働者死傷病報告書の提出を怠った。このことにより、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
(株)八木運送	3330001004699	熊本県熊本市東区佐土原1丁目16番37号	R7.10.15 ~ R7.11.14 (1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	(株)八木運送の代表取締役(当時)が、架空の資産を計上するなどして、消費税及び地方消費税計2700万円を脱税したとして令和7年7月18日、熊本地方検察庁に消費税法違反の罪で起訴された。